発行日:令和6年11月22日

令和7年度から「認定こども園ド・レ・ミ」への入園を希望される方は、入園 申込み前に**≪教育・保育給付認定≫**を受ける必要があります。

来年4月からの入園を希望される方は、役場へ必要書類の提出をお願いします。

●入園資格

【幼稚園】令和7年4月1日時点で満3歳~5歳の児童 【保育所】新冠在住で裏面の「保育を希望される場合」に該当する児童

- ●受付期間 令和6年11月25日(月)~令和6年12月20日(金)
- ●提出先 新冠町役場1階 町民生活課町民生活グループ(2番窓口)

●提出書類

役場町民生活課窓口にて、必要書類を受け取り、上記受付期間内に役場町民生活課窓口まで提出してください。

【幼稚園希望者‧必要書類】

• 支給認定申請書(1号認定用)

【保育所希望者 • 必要書類】

- 支給認定申請書(2 3号認定用)
- 雇用証明書(両親とも)または自営業(内職)に係る申告書等
- ※申請時点において就労していなく、令和7年4月1日時点での就労 予定の方など来庁時に確認させていただきます。

~認定ことも園ド・レ・ミへの入園申込みについて~

「認定こども園ド・レ・ミ」からも令和7年度認定こども園ド・レ・ミ園児募集についてのお知らせがありますので、そちらをご確認ください。

問合せ先:町民生活課町民生活グループ社会係 担当者:吉田(TEL 0146-47-2112)

教育・保育給付認定とは

教育・保育給付認定は、小学校就学前のお子さんの居住する市町村で行います。 認定区分は3つあり、どの施設を利用するか、もしくは、世帯の状況により区 分が異なります。

認定区分		対 象
1号認定	教育標準時間認定 (幼稚園)	お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合
2号認定	満3歳以上•保育認定	お子さんが満3歳以上で、下記の「保育を希望される
	(保育所) 満3歳未満・保育認定	場合」に該当し保育園等での保育を希望される場合 お子さんが満 3 歳未満で、下記の「保育を希望される
3号認定	(保育所)	場合」に該当し保育園等での保育を希望される場合

保育を希望される場合

保育を希望できる児童は、その家族が以下の理由であることなどが条件です。

(1) 就労等 1 か月の労働時間が 48 時間以上の方

(2)妊娠・出産 産前8週から産後8週まで

(3)疾病・障がい 疾病・負傷もしくは精神などに障がいを有している

(4) 求職活動 継続的に求職活動を行っていること

(5) その他 介護等、災害復旧、就学など

※就労時間などによって、【保育短時間型】と【保育標準時間型】があります。

【保育短時間型】 1日 8時間までの範囲で利用可能 【保育標準時間型】 1日 11時間までの範囲で利用可能

利用者負担額について

施設の利用者負担額は、令和元年 10 月から 3 歳以上はすべて無料となっており、3 歳未満のお子さんについては、世帯の収入状況(町民税所得割課税額)により決まります。また、毎年 9 月には前年の所得に応じて額の変更が行われます。

※算定に当たっての年齢は、当該年度の初日における年齢を適用します。

町外施設の利用を希望される方

町外施設を利用される場合は、以下のとおりとなりますので確認願います。

・ 幼稚園を希望する場合 直接、利用希望施設へ申込みください。

・保育を希望する場合 役場町民生活課窓口へお問い合わせください。

※「静内幼稚園」、「認定こども園マーガレット幼稚園・保育園」等への入園申込みについて、詳しくは直接、施設にご確認ください。